

## Open Online Courses by Universities and Copyright Law Suggestions from French Law

麻生, 典  
九州大学大学院芸術工学研究院コンテンツ・クリエイティブデザイン部門

<https://doi.org/10.15017/1905829>

---

出版情報：芸術工学研究. 26/27, pp.19-29, 2018-01-22. Faculty of Design, Kyushu University  
バージョン：  
権利関係：



# インターネットによる公衆への大学講義の提供と著作権

## －フランス法からの示唆－

### Open Online Courses by Universities and Copyright Law Suggestions from French Law

麻生典<sup>1</sup>

ASO Tsukasa

#### Abstract

Under the current Japanese law, it is practically difficult to use the work of others on MOOC (Massive Open Online Course). However, it is not realistic to give university lectures without using any copyrighted works. Therefore, the license agreement would be the only way to solve the problem of using the copyrighted works of others while giving online university lectures. Meanwhile, at present, there are no collective management organizations capable of dealing with licenses, so obtaining licenses also involves various procedural and monetary difficulties in reality. And there is not much prospect that the copyright restriction provisions concerning the use of copyrighted works while giving online university lectures will be established under the Copyright Act. In the future, it is desirable to have collective management organizations for MOOC, and also to develop technologies such as an image retrieval system that enables the detection of the copyrighted works.

#### 1. はじめに

現在、技術発展に伴いインターネットを介した大学講義の提供が行なわれている。それは一般公衆向けにも展開され、その代表がMOOC (Massive Open Online Course) である<sup>1)</sup>。我が国ではJM00Cが国内の大学における講義を配信しているが、累計165講座とそれほど活発化しているとは言えない<sup>2)</sup>。その背景には様々な理由が考えられるが、一つの要因として著作権の問題が存在しよう。講義を行う際には、文章に留まらず絵画・音楽・写真・映像など他人の著作物を利用する機会が多々あるものの、インターネット配信を伴う他人の著作物の利用については、我が国著作権法上の例外規定の適用はないからである(著作権法30条以下)。一方で、著作権者から著作物の利用について個別にライセンスを得るのは手続的及び金銭的観点から困難を伴うことが明らかとなっている<sup>3)</sup>。また、他人の著作物の教育的利用について著作権法35条の例外規定を拡大しようという動きはあるものの、授業過程における異時の公衆送信に限定して検討され、MOOCについては検討されていない<sup>4)</sup>。

一方、フランスにおいては、他人の著作物の教育的利用に関する権利制限規定は2006年まで存在しておらず、その採用においても限定的な範囲の例外、かつ、補償金の支払いが必要とされた。さらに、我が国と異なり、例外規定に該当しない場合にも一定の範囲において集中管理団体との契約的処理がなされている<sup>5)</sup>。こうしたフランスの現状は、今後の我が国の著作物の教育的利用のあり方について示唆を与えるものであろう。

そこで、本稿はフランス法を参照しつつ、著作物の教育的利用のあり方から、インターネットによる公衆への

連絡先：麻生典, aso@design.kyushu-u.ac.jp

<sup>1</sup>九州大学大学院芸術工学研究院コンテンツ・クリエイティブデザイン部門  
Department of Content and Creative Design, Faculty of Design, Kyushu University

大学講義の提供の際に問題となる他人の著作物の利用について、その解決方法を提示することを目的とする。

## 2. 日本法の状況

まずは、簡単に我が国の現行著作権法の状況を確認する。

### 2.1. 教育的利用に関する例外規定

我が国著作権法は、著作物の教育的利用のための権利制限規定を設けている。そこでは、教科用図書等への掲載（著作権法 33 条）、教科用拡大図書等の作成のための複製等（同 33 条の 2）、学校教育番組の放送等（同 34 条）、学校その他の教育機関における複製等（同 35 条）、試験問題としての複製等（同 36 条）が規定されている。なお、学校その他の教育機関における複製等（同 35 条）以外は著作権者に補償金が支払われる（同 33 条 2 項、同 33 条の 2 第 2 項、同 34 条 2 項、営利目的の試験について同 36 条 2 項）。

これらの規定は、教育において他人の著作物の利用は創作を促すという観点から必要であり、教育における権利制限規定は情報の豊富化という著作権法の趣旨から当然であると説明される<sup>6)</sup>。また、学校教育は国家及び個人にとって極めて重要であり、教育における著作物の利用の必要性が高い、ともされている<sup>7)</sup>。

インターネットによる大学講義の提供と最も関係するのは著作権法 35 条 2 項であるが<sup>8)</sup>、そこでは授業が行われている教室以外の他の教室への同時公衆送信を可能とするものの、授業を録画等した後の公衆送信（異時送信）は不可能である<sup>9)</sup>。それゆえ、MOOC においては他人の著作物を許諾なく利用することは不可能な状態にある。

### 2.2. 引用

こうした規定から、MOOC などのインターネットによる公衆への大学講義の提供において、他人の著作物を利用する場合には、著作権法の例外規定としては引用（著作権法 32 条）に頼るほかない。

引用については、パロディ・モンタージュ事件最高裁判決<sup>10)</sup>の影響から、「明瞭区別性」と「主従関係」によって適法性が判断されてきた。もちろん、こうした基準には批判があり<sup>11)</sup>、最近では総合考慮に基づき判断した裁判例も存在する<sup>12)</sup>。引用要件を満たす授業資料もあると考えられるが、実務上は最高裁判決の判断基準に従って判断せざるをえない上<sup>13)</sup>、最終的に問題が生じた場合には裁判所の判断次第という側面もある。そのため、他人の著作物の利用については、引用に該当しないと扱う大

学すら存在しているという実情がある<sup>14)</sup>。

### 2.3. 小括

このように、我が国では MOOC に代表されるインターネットによる大学講義の提供において他人の著作物を利用することは、引用要件に明確に該当する場合を除き、著作権者の許諾なくしては不可能な状況にある。

## 3. フランスにおける他人の著作物の教育的利用の例外

では、フランスにおいてはどのように他人の著作物の教育的利用の例外規定が捉えられているのか。歴史的経緯を含めながら検討する。

### 3.1. 2006 年以前の状況

フランスにおける他人の著作物の教育的利用は、2006 年 8 月 1 日の法律（Loi n°2006-961 du 1<sup>er</sup> août 2006, 通称「DADVSI 法」<sup>15)</sup>により、権利制限規定内に導入された（知的財産法典 L.122-5 alinéa 3(e)）。しかし、当該例外規定の導入以前においても、他人の著作物の教育的な利用が一切できなかったわけではない。その中でも<sup>16)</sup>、最も適用可能性が高いのが我が国と同様に引用規定である。

#### ① 引用

フランス知的財産法典 L.122-5 alinéa 3(a)は「要約及び短い引用が挿入される著作物に対する批評、評論、教育、学術又は報道という性質によって正当化される要約及び短い引用」<sup>17)</sup>は権利制限に該当すると規定する。ここには「教育的 (pédagogique) 性質」による引用が明示的に含まれており、さらに補償金を支払う旨も定められていないことから、無償で他人の著作物を教育目的で引用することが可能である。そして、何らの媒体制限もないことから、引用が行われる著作物の対象は、書籍等の伝統的な媒体から電子的媒体・インターネット上の著作物も含まれる<sup>18)</sup>。

条文上の要件としては、「短い引用 (courtes citations)」が要求されている。よって、他人の著作物の全体の引用は不可能であり<sup>19)</sup>、引用は短く (bréf) かつ部分的 (partiel) でなければならない<sup>20)</sup>。この「簡潔性 (brièveté)」要件の判断においては、引用される著作物の性質<sup>21)</sup>、分量<sup>22)</sup>が考慮される<sup>23)</sup>。さらに、引用は、引用される著作物及び引用する著作物において、そして、その目的において「部分的 (partiel)」でなければならない<sup>24)</sup>。このように、全体の表現を複製しなければならない著作物（例えば、絵画、写真、彫刻等）の場合には、我が国とは異なりフランスでは引用規定を利用すること

はできない<sup>25)</sup>。

以上から、教育目的において引用規定を用いて他人の著作物を利用することは、フランス法においてはその対象によっては困難な状況にあった<sup>26)</sup>。

## ② 他人の著作物の教育的利用

一方で、歴史的には、引用規定の存在にかかわらず、他人の著作物の教育的利用については著作権侵害とはならないとする裁判例も見られた。

例えば1829年1月29日の破毀院判決では「軍事学校長の命令により、学内で教授される内容に係るものであり出版されているあらゆる書物からの抜粋の教育用教材を作成し配布したという事実は、王立院 (Cour royale) によって判断されたように、例えばフェンシングに関する教科書のような、抜粋が作成された書物を侵害しない」とされている<sup>27)</sup>。

しかしながら、こうした裁判例に対して学説は一貫して反対してきた<sup>28)</sup>。なぜなら、このような書籍からの抜粋という行為を認めることは、教育用著作物の著作者に利益をもたらすはずの当該著作物の重要な部分を著作者から奪うことになり<sup>29)</sup>、教育用著作物の著作者の所有を無意味なものとするからである<sup>30)</sup>。

## ③ DADVSI 法以前の国際的状況

一方で、フランスを取り巻く国際的状況はどうであったのか。

(i) 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約  
ベルヌ条約10条2項は「文学的又は美術的著作物を、授業用に、出版、放送、録音又は録画の方法でその目的上正当な範囲内において適法に利用することについては、同盟国の法令又は同盟国間の現行の若しくは将来締結される特別の取極の定めるところによる。ただし、そのような利用は、公正な慣行に合致するものでなければならない」と規定する。

条文上は詳細な要件は規定されていないが、ベルヌ条約附則3条との関係から、可能であるのは著作物全体の利用ではなく抜粋にかぎられる<sup>31)</sup>。なお、条約上は教育的利用の例外について補償金を著作権者に支払うことは義務付けられてはいない<sup>32)</sup>。

(ii) 著作権に関する世界知的所有権機関条約

著作権に関する世界知的所有権機関条約においては、明文規定は存在しないものの、その前文において「ベルヌ条約に反映されているように、著作者の権利と特に教育、研究及び情報の入手のような広範な公共の利益との間の均衡を保つ必要があることを認め」とされ、教育目

的の利用については著作者との権利の調整が必要であるとされている。

(iii) 情報社会における著作権及び関連権の一定の側面の調和に関する2001年5月22日の欧州議会及びEU理事会の指令2001/29/EC(以下、情報社会指令と称する)

2001年の情報社会指令の5条3項a)は「非商業的目的によって正当化される領域において、不可能でない限り著作者の氏名を含む出所が表示されるという留保の下で、教育または学術的探求の範囲で説明を唯一の目的とする使用に関する場合」には著作権を制限することが可能であるとする。

(iv) 小括

以上のように、条約や指令においては、他人の著作物の教育目的における利用に関する権利制限規定の導入は、各国の自由裁量に委ねられていた。

## 3.2. DADVSI 法における立法経緯

こうした状況において、著作物の教育目的のための利用の例外については2006年のDADVSI法によってフランス法に導入された。しかし、当該導入はすんなり行われたわけではない。2001年の情報社会指令の国内法化に関して2003年から検討された政府提案法案<sup>33)</sup>の段階では、当該教育的例外の提案は全て拒絶されていたのである。

政府提案法案における教育的例外の最初の提案は、社会党のC. Paul 下院議員によるものである。そこでは商業的活動を行わない研究教育機関のために例外規定の導入が提案されたが、教育省と関係出版社との契約で処理すれば足りるとして拒絶された<sup>34)</sup>。

2回目の提案は国民運動連合のJ. -P. Garraud 下院議員による提案である。そこではフランス国立行政学院(ENA)などの官僚養成教育機関による利用のために教育的例外が提案されたが、そうした例外の導入は著作権法という法的建造物の総体の一貫性を不安定化するものとして拒絶された<sup>35)</sup>。

この後、再度下院でもC. Paul 下院議員からの教育的例外規定の導入が提案されていたが、こちらも契約で処理すれば足りるとして拒絶されている<sup>36)</sup>。

しかし、2006年4月12日のM. Thiollière 上院議員の報告における教育的例外導入の再提案から急に風向きが変わった。その提案理由では、著作物の教育的利用について政府による契約的処理の対応が十分ではなく<sup>37)</sup>、当該契約的処理における合意についても、例えば音楽については30秒しか利用できないなど非常に制限的であつ



たことがあげられている<sup>38)</sup>。この提案はこれまでのように拒絶されることはなく、両院の議員から構成される文化担当委員会 (commission des Affaires culturelles) の名の下に M. Thiollière 上院議員によって報告され、2006年5月4日には上院で採択された<sup>39)</sup>。そして6月22日に両院同数合同委員会 (commission mixte paritaire) の協議を経て<sup>40)</sup>、6月30日の両院の議決を経てフランス法に導入されることとなった。このように、教育的例外規定については、突然の変遷から具体的な条文の文言も含めて実質2ヶ月程度で立法されたことになる。

こうした立法経緯から、フランスにおける教育的例外規定の導入についての突然の変遷について、明確な立法理由を見出すことは難しい<sup>41)</sup>。当該教育的例外が採用された根拠は一般的利益 (intérêt général) に基づくと説明されているが<sup>42)</sup>、一般的利益に基づいて著作権が制限されるとしても、一般的利益は何も教育に限られるものではなく、著作権と公衆の権利 (droit du public) の調整は常に困難であるからである<sup>43)</sup>。

その意味で、当該規定の導入は2001年の情報社会指令を重視して欧州全体の調和を志向するものとして導入されたに過ぎず<sup>44)</sup>、フランスにおいては教育的例外の導入について十分な理論的検討はなされていなかったと言えよう<sup>45)</sup>。

### 3.3. 要件

以上の立法過程を経て、DADVSI 法によって知的財産法典 L. 122-5 alinéa 3(e)に「著作物 (教育目的のために作成される著作物、楽譜及び文書のデジタル版のために作成される著作物を除く) の抜粋の上演・演奏又は複製であって、教育及び研究 (あらゆる遊び又は娯楽の活動を除く) の範囲内においてもっぱら説明を目的とするもの。ただし、直接関係する生徒、学生、教員または研究者で大半が構成される公衆にこの上演・演奏またはこの複製が提供され、その上演・演奏又は複製の使用が何らの商業的利用ももたらさず、その使用が L. 122-10 にいう複写複製権の譲渡を害することなく包括額を基礎として交渉された報償に基づいて補償される場合に限る。」と教育的例外規定が導入された<sup>46)</sup>。

このように、教育目的による例外は、特に高等教育機関に限ることなく、初等・中等教育機関も対象としている<sup>47)</sup>。以下、各要件について検討する。

#### ① 対象

教育的利用の例外には、その対象物に例外がある。すなわち、教育目的のために作成される著作物、楽譜及び

文書のデジタル版のために作成される著作物は、たとえ教育目的のためでも利用することはできず、これらの利用は原則通り著作権を侵害する。以下、順に検討する。

#### (i) 教育目的のために作成される著作物

まず、教育目的のために作成される著作物が除かれる。よって、一般的な教科書やドリルのようなものは教育目的であっても利用できない<sup>48)</sup>。しかし、教育目的がどの程度あれば教育目的のために作成される著作物とされるのか、一部に教育目的が看取できる辞書や百科辞典などが教育目的のために作成される著作物に含まれるのかなどは明らかにされていない<sup>49)</sup>。

#### (ii) 楽譜

次に、楽譜の利用が除かれる。楽譜の利用が除かれるのは、楽譜に関する出版業界の脆弱性の考慮を要請したロビー活動の結果であるとされる<sup>50)</sup>。

#### (iii) 文書のデジタル版のために作成される著作物

最後に、文書のデジタル版のために作成される著作物が除かれる。例えば、CD-ROM、DVD、インターネット上などに記録されたデジタル文書である。この例外は、「デジタル領域における創造の将来を保証する」<sup>51)</sup>ためであると説明される。なお、紙媒体が発行され、電子媒体も作成された場合について本要件に該当するか学説は分かれており、その場合でも当該文書のデジタル版のために作成される著作物に該当するとする立場と<sup>52)</sup>、該当しないとする立場がある<sup>53)</sup>。

#### (iv) 小括

総括的には、このような3つの例外が規定されたのは、最も脆弱な出版セクターを保護するためであるとされる<sup>54)</sup>。

### ② 抜粋

著作物の利用は著作物全体の利用であってはならず、「抜粋 (extrait)」でなければならぬ。これは上院での「短い著作物 (courts œuvres)」という提案から修正されたものである<sup>55)</sup>。上院の議論においては、例えば日本の俳句は一部の抜粋では利用価値をなさないという主張もあったが<sup>56)</sup>、結局「抜粋」という要件が設けられることとなった。

先に述べたように引用においては「短い引用 (courtes citations)」という要件が設けられていることから、当該要件との関係が問題となる。「抜粋」という用語は「短い引用」という用語と比較して必ずしも抜粋が短い必要はないことから、引用に比べ著作物の分量は多く利用することが可能であると解釈されている<sup>57)</sup>。とはいえ、結

局引用要件と同じように分量等を考慮せざるをえず、不明確性は引用と同様であるとの指摘もある<sup>58)</sup>。

### ③ 教育及び研究の範囲内においてもつばら説明を目的とするもの

教育的利用は、教育及び研究の範囲内においてもつばら説明を目的とするものでなければならない。そのため、学校教育の範疇であっても、バザー、学園祭、演劇のための利用は不可能とされている<sup>59)</sup>。

では、インターネット教育 (e-learning) における他人の著作物の利用は教育のための利用と言えるのか。この点については、肯定的見解と<sup>60)</sup>、否定的見解の両者が示されている。前者の立場は2001年の情報社会指令の前文42が遠隔学習を考慮していることを根拠とし<sup>61)</sup>、後者の立場は、例外は厳格に解されるべきこと、デジタル著作物は購入またはライセンス条件に服するのが通常であることを理由とするが<sup>62)</sup>、後者の立場にたっても講義の同時配信は通常の講義と変わらないとする立場もある<sup>63)</sup>。

### ④ 商業的利用でないこと

教育的利用は商業的利用であってはならない。これは、2001年の情報社会指令5条3項a)の規定を援用したものである<sup>64)</sup>。

### ⑤ 提供の相手方

教育的利用の相手方は、「大半が (majoritairement)」学生・教員等によって構成されていなければならない。これは法案提案段階では「厳格に (strictement)」されていたが、修正され「大半」とされたものである<sup>65)</sup>。厳密に学生・教員等に限ることは現実的ではなく、他者を招いた会議なども対象となるように修正提案されたようである<sup>66)</sup>。しかし、学説では一般に公開される学術会議などで当該規定が適用されるかは不明確なままでであると指摘されている<sup>67)</sup>。教育的例外は限定的に解すべきという立場からは、従来の「厳格に (strictement)」に近い「もつばら (exclusivement)」という文言を採用すべきであったとの批判もある<sup>68)</sup>。

### ⑥ 行為

対象となる行為は著作物の複製 (reproduction) と上演・演奏 (représentation) である<sup>69)</sup>。ただし、紙媒体に関する複製については、知的財産法典 L. 122-10 が別個に著作物の発行と同時に複製複製権を強制的に集中管理団体 (CFC) に譲渡させ、利用者が当該団体と契約し著作権者に補償金を支払うことによって著作権侵害を回避するシステムが存在する<sup>70)</sup>。そのため、教育的利用の複製については紙媒体以外の複製行為が教育的例外の対象と

なる<sup>71)</sup>。

### ⑦ 補償

当該教育的利用に際しては、著作権者に補償金を支払うことが条件とされている。補償金は2001年の情報社会指令では要件とされていないものの<sup>72)</sup>、著作権者の利益を犠牲にしてまで教育という政策的コストを国家に免れさせる必要はないという理由から採用されたものである<sup>73)</sup>。また、立法過程からは、スリーステップテストに反しないようにするために補償金制度を導入したという意図も見て取れる<sup>74)</sup>。ただし、こうした補償金の支払いを課す教育的例外制度の導入は、財政的基盤が強固ではない教育機関にとっての負担であり、システムのあり方として疑問を示す見解も存在している<sup>75)</sup>。

要件としては「交渉された報償 (rémunération négociée) に基づく補償<sup>76)</sup>」の支払いが要件とされているため<sup>77)</sup>、本例外規定は一般的に「法定許諾 (licence légale)」であると理解されている<sup>78)</sup>。一方で、法は何らこの補償金の性質について規定しておらず、「交渉された報償に基づく補償」が存在しない場合、すなわち、補償金に関する交渉が失敗に終わった場合には、本例外規定の適用は受けられないとする見解も存在する<sup>79)</sup>。

なお、当該補償については複製複製権の強制集中管理における補償 (知的財産法典 L. 122-10) を害さないものとされている。よって、当該複製複製に対する補償金と教育的利用に対する補償金は両立することとなる<sup>80)</sup>。

### 3.4. 契約による処理

実は、こうした例外規定の導入以前から、各分野の権利者団体 (任意の集中管理団体) と国民教育省との間で著作物の教育的利用に関する合意が検討されてきた。この教育的例外の合意のための交渉は2003年に始まったが、そこには、DADVSI 法制定の気配を受けて、著作権の排他権を保持し教育的例外規定の導入を阻止しようという意図があったようである<sup>81)</sup>。当該交渉は2006年2月27日には合意に達していたが<sup>82)</sup>、当該合意では著作物の教育的利用について不十分であったことが教育的例外を規定する理由の一つとなったことは、立法経緯で指摘した通りである。しかし、この合意は尊重されなかったわけではない。合意の期限は2008年12月31日までであり、当該合意と齟齬が生じないように DADVSI 法による教育的例外規定の施行は2009年1月1日とされたのである<sup>83)</sup>。

そのため2009年からは、当該教育的例外規定の導入を受けて、その内容を踏まえた合意が新たに締結されている。その合意は官報に掲載され<sup>84)</sup>、教育的例外の利用に

関する実施要件を定め、かつ、当該例外規定外の利用条件について定めている。それゆえ、教育的例外規定に該当しない場合にも、当該合意の範囲内であれば教育目的で他人の著作物を利用することが可能である。

この合意の概要については既に我が国で紹介があるので<sup>85)</sup>、ここでは、書籍等の利用に関する合意を参照して<sup>86)</sup>、本稿の目的と関係する点の指摘に留める。

当該合意において、教育的利用における「抜粋」は「著作物の総体において創造に置き換え可能でなく、合理的な規模の著作物の一部又は断片である」(合意 4.1.5 条)<sup>87)</sup> 必要があるとされている<sup>88)</sup>。ただし、この解釈は裁判所で示されたものではなく、あくまで当該合意内での抜粋の解釈にすぎない<sup>89)</sup>。

一方で、合意においては教科書等の教育的例外規定の対象外の著作物についても利用が認められている。例えば教科書からの抜粋については、連続4ページを超えず全体の10%を超えない等と規定されている(合意 4.2.1 条)。教科書はそもそも教育的例外規定の対象外であることから、抜粋の範囲について当事者間の合意で自由に設定が可能である。

インターネットを通じた利用については、その相手方が学生・教員等であることが必要とされ(合意 3.1.1 条)、MOOC のように一般公衆を対象とするものは合意には含まれていない。

また、当該合意は、あくまで任意の集中管理団体と国民教育省・大学学長会議との合意である。よって、合意の範囲外、例えば集中管理団体に管理を委託していない著作権者の著作物は、合意は対象としていない<sup>90)</sup>。契約外の著作物を利用したい場合は、特に法は契約対象者を定めていないことから<sup>91)</sup>、利用者が個別に著作権者と補償金額の交渉を行うということになる<sup>92)</sup>。

### 3.5. 2013 年改正

本教育的例外の規定は 2013 年法 (Loi n°2013-595 du 8 juillet 2013) によって改正された。この改正は、2006 年法における疑義を解消することを意図したものである<sup>93)</sup>。

知的財産法典 L122-5 alinéa 3(e) は「著作物(教育目的のために作成される著作物及び楽譜を除く)の抜粋の上演・演奏又は複製であって、教育及び研究(あらゆる遊び又は娯楽の活動を除く)の範囲内においてもつばら説明を目的とするもの。そこには、教育の延長において行われる試験または選抜試験の問題の作成と頒布目的のものも含まれる。ただし、デジタル作業空間を介する場

合も含み、この上演・演奏または複製を必要とする教育、研修行為または研究活動と直接関係する生徒、学生、教員または研究者で大半が構成される公衆にこの上演・演奏またはこの複製が提供され、この上演・演奏またはこの複製がこのように構成された公衆を超えて第三者への公表または頒布の対象とはならず、その上演・演奏又は複製の使用が何らの商業的利用ももたらさず、その使用が第 122-10 条にいう複写複製権の譲渡を害することなく包括額を基礎として交渉された報償によって補償される場合に限る」と改正された<sup>94)</sup>。

本稿との関係で注目すべきはデジタル空間における複製等が可能となった点であろう。これはインターネットを利用した教育が広く行われていることに対応するものと説明される<sup>95)</sup>。このように、2013 年改正により、従前疑義があった e-learning が教育的例外に該当することが明確化された。また、これに合わせて、文書のデジタル版のために作成される著作物の例外も、電子的リソースの利用を可能とするために削除された<sup>96)</sup>。

ただし、こうした改正を経てもなお著作物の利用の相手方は大半が教員・生徒等である場合に限られ、MOOC における他人の著作物の利用は教育的例外規定の対象とはされていない。

## 4. フランス法からの示唆

以上のように、フランスにおいては、2006 年の DADVSI 法により他人の著作物の教育的利用に関する例外規定が一般的利益の名の下に設けられた。その補償金の支払いについては任意の集中管理団体と国民教育省・大学学長会議との合意に基づいて一括で支払われ、その範囲内で利用できる著作物については各権利者団体のホームページで確認できる。さらに、教科書等の教育的例外に該当しない他人の著作物の利用についても包括的に合意がされており、その利用に対する補償金も教育的例外の補償金と区別されていないことから、利用者は何ら追加の手続き・支払いを要しない。

このように、フランス法の特徴は、任意の集中管理団体との契約により、その合意の範囲内での利用であれば、教育的例外規定の範囲内・外を問わずに包括的に利用できることにある。条文の文言解釈の不明確性を残さず、合意の範囲内であれば他人の著作物を自由に利用できる点で非常に有益である<sup>97)</sup>。著作権者には補償金が保証され、強制的な集中管理でもないことから、著作権者の利益に高い配慮が見られ、その制度設計は我が国でも十分



に検討に値する。

このような制度を参照すると、我が国における今後の教育的例外の制度設計としては、(i)無償の権利制限規定を導入する、(ii)フランス法のように補償金を伴う例外規定を導入した上で包括的利用を含め合意形成を図る、(iii)従来通り個別のライセンス契約で対応する、という選択肢がありえる<sup>98)</sup>。この点、無償の権利制限については著作権者の利益を害する可能性が高く、スリーステップテストとの関係からも問題を生じかねない。一方、個別のライセンス契約では利用範囲などについて合意内容が十分ではないことが多々あることは、フランスの立法過程が示している。一定範囲での例外適用の要件を法で定めた上で著作権を排他権から補償金請求権に転換させ、その範囲外には排他権行使の余地を残しつつ包括的利用の合意を図るフランスの状況は、著作権者の利益と教育の利益を調整した教育的例外規定として望ましい姿であろう。

フランス法からの示唆としては、MOOCについても教育的例外規定を法で定め、集中管理制度に基づき一定の補償金を著作権者に支払うという方策（法定許諾）もありえる<sup>99)</sup>。しかし、MOOC にそうした制度を採用するには、さらなる正当化事由が必要であろう。教育が社会一般の利益に資するものだとしても、教育機関に所属しない者（一般公衆）に著作権を制限してまで教育を提供する必要があるのかという問題は残るからである。結局は、教育が社会一般に与える利益と著作権者の利益との利益衡量の問題に帰することになるが、そうした利益衡量の分析には、そもそも「教育とは何か」、さらには「大学とは何か」という高等教育機関としてのあり方が問題とされよう<sup>100)</sup>。結局のところ、MOOC については、将来的にも従来通りライセンス契約で処理すれば足りるという方向性も十分ありえるところである<sup>101)</sup>。

MOOC については現在のところフランスでも教育的例外の対象とはされていない<sup>102)</sup>。その意味では我が国の現状と MOOC に関する限り異なるところはないが、教育的例外に該当しない利用についても包括的に利用を認める合意が権利者団体と国民教育省等との間に存在することか

ら、MOOC についても当該合意形成は当事者間の個別のライセンス契約よりもはるかに容易であろう。それゆえ、MOOC については今後もライセンス契約で権利処理を行うという立場を選択するのであれば、我が国でも MOOC における他人の著作物の利用に関して十分に対応できる集中管理団体（著作権等管理事業者）の存在が強く望まれる<sup>103)</sup>。

## 5. おわりに

我が国の現行法において、MOOC で他人の著作物を利用することは事実上困難な状況にある一方、大学の講義においては他人の著作物を一切利用せず講義を行うということも現実的ではない。そのため、インターネットによる公衆への大学講義の提供における他人の著作物の利用はライセンス契約以外では解決できない。一方で、対応可能な集中管理団体が存在していると言えない現時点では、ライセンスを得ることも現実には手続的及び金銭的に様々な困難が伴う。そして、インターネットによる公衆への大学講義の提供における他人の著作物の利用に関して、著作権法における権利制限規定創設の見通しも立っていない。そのため、インターネットによる大学講義の提供については、現状、画像検索システム等の開発によって他人の著作物を発見可能とする技術開発により、技術的な側面から授業資料における著作権侵害を未然に防ぐ方策を考えることが重要となる<sup>104)</sup>。

[附記] 本研究は、「九州大学教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト (P&P) : つばさプロジェクト-インターネットによる大学講義の提供-法解釈と技術による課題解決の模索と大学経営への示唆-」、及び電気通信財団長期海外研究援助「クラウド技術と法的諸問題」の研究成果の一部である。



## 脚注

- 1) MOOCの現状に関する調査として、大学ICT推進協議会「平成26年度文部科学省先導的・大学改革推進委託事業 MOOC等を活用した教育改善に関する調査研究」(2016年3月(第4版))がある。
- 2) JMOOCメルマガ2017年1月年初号(なお、受講者等については当該メルマガジンでJMOOC登録学習者数:27.9万人、延べ登録学習者数:66.7万人とされている)。例えばアメリカではスタンフォード大学で提供されている講義だけでも140講座を数える(<https://www.class-central.com/university/stanford>, 2017年5月30日確認)。
- 3) 株式会社電通「平成26年度文化庁委託事業 情報化の進展に対応した著作権法制の検討のための調査研究事業 ICT活用教育など情報化に対応した著作物等の利用に関する調査研究報告書」(2016年3月)20頁。
- 4) 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会報告書(案)」(平成29年)80頁注142では、「今回の検討では、MOOC等の大規模一般人向け公開講座については教育関係者からも権利制限ではなくライセンスによる対応を前提とした要望がなされているため、権利制限規定の整備に関する検討は特段行っていない」としている([http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h29\\_01/pdf/shiryo\\_2.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h29_01/pdf/shiryo_2.pdf), 2017年5月30日確認)。
- 5) フランス法の簡単な紹介については、電通・前掲注(1)122頁以下、井奈波朋子「フランスにおける教育現場での著作物の使用」コピライト665号(2016年)20頁以下、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会・前掲注(4)95頁以下。
- 6) 中山信弘『著作権法』(有斐閣, 第2版, 2014年)331頁。
- 7) 同上334頁。
- 8) 立法過程についての簡単な紹介は半田正夫=松田政行『著作権法コンメンタル2』(勁草書房, 第2版, 2015年)291頁以下[茶園成樹]参照。
- 9) 加戸守行『著作権法逐条講義』(著作権情報センター, 六訂新版, 2013年)285頁。ただし、この点については、補償金を伴う権利制限規定を創設する改正が予定されている(文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会・前掲注(4)81頁以下)。
- 10) 最判昭和55年3月28日民集34巻3号244頁。
- 11) 上野達弘「引用をめぐる要件論の再構成」半田正夫古稀記念『著作権法と民法の現代的課題』(法学書院, 2003年)307頁。
- 12) 例えば、知財高判平成22年10月13日判時2092号135頁[鑑定書事件]。
- 13) 特に主従関係が問題となるようである(平成27年7月24日文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会(第2回)における議論を参照, [http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h27\\_02/](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h27_02/), 2017年5月30日確認)。
- 14) 東京大学におけるMOOCの提供はそのような考えで権利処理をしている(電通・前掲注(1)26頁以下)。
- 15) Droit d'Auteur et Droit Voisins dans la Société de l'Informationの頭文字をとったものである。以下DADVSI法と称する。
- 16) その他、私的利用(知的財産法典L.122-5 alinéa 2)、学問上の集会における演説の放送等(同L.122-5 alinéa 3c)、リバーズエンジニアリング(同L.122-6-1III)などが考えられる(C.Geiger, F.Macrez, A.Bouvel, S.Carre, T.Hassler et J.Schmidt, 'Quelles limites au droit d'auteur dans la société de l'information? Réponse au Livre vert sur «le droit d'auteur dans l'économie de la connaissance」', *Prop. Intell.*, 2009, n°32, p.239, C.Alleume, 'Les exceptions à des fins d'enseignement et de recherche en droit français', A.Lucas, P.Sirinelli et A.Bensamoun, *Les exceptions au droit d'auteur*, Dalloz, 2012, p.138.)。
- 17) 条文については、公益社団法人著作権情報センター(CRIC)の外国著作権法フランス編を参照しつつ、原文と対比して適宜修正を加えている(<http://www.cric.or.jp/db/world/france.html>, 2017年5月30日確認)。
- 18) M.Dupuis, 'Le droit de citation des œuvres et le régime de l'exception pédagogique', *RLDI*, n°40, 2008, p.62。
- 19) 例えば, Cass. civ.I, 13 avril 1988, *Bull. civ.I*, n°96, p.65。
- 20) F.Pollaud-Dulian, *Le droit d'auteur*, Economica, 26éd., 2014, n°1213, p.855。
- 21) Cass. civ.I, 26 mai 2011, *RIDA*, juillet 2011, p.469。
- 22) TGI Paris, 14 septembre, 1994, *RIDA*, octobre 1995, p.407。
- 23) F.Pollaud-Dulian, *op.cit.*(n°20), n°1213, p.855。
- 24) F.Pollaud-Dulian, *op.cit.*(n°20), n°1214, p.856。
- 25) M.Dupuis, *op.cit.*(n°18), p.62。
- 26) 教育現場では著作権侵害が生じていたものの、著作権者が権利行使してこなかったに過ぎないとされる(A.Granchet, 'Non à «l'exception à finalité pédagogique」!', *Comm. com. électr.* 2005, Focus, n°255, p.4, C.Geiger, F.Macrez, A.Bouvel, S.Carre, T.Hassler et J.Schmidt, *op.cit.*(n°16), p.240, C.Alleume, *op.cit.*(n°16), pp.139 et s.)。
- 27) Req. 29 janv. 1829, Muller c/ Durfort, *Recueil général des lois et des arrêts, 1<sup>re</sup> série, 1791-1830, 9<sup>e</sup> volume - An 1828-1830*, p.224。
- 28) A.R.Bertrand, *Dalloz action Droit d'auteur*, Dalloz, 2010, n°111.42。
- 29) A-C.Renouard, *Traité des droits d'auteurs dans la littérature, les sciences et les beaux arts*, librairie Jules Renouard, 1838, t.2, p.46。
- 30) J.A.Gastambide, *Traité théorique et pratique des contrefaçons en tous genres*, Legrand et Descauriet, 1837, n°71, p.122, E.Blanc, *Traité de la contrefaçon et de sa poursuite en justice*, 4éd., 1855, Henri poln et Cosse, p.168 et s., A.Rendu et C.Delorme, *Traité pratique de droit industriel*, 1855, Cosse, n°812, p.409。
- 31) H.Desbois, A.Françon et A.Kerever, *Les Conventions internationales du droit d'auteur et des droits voisins*, Dalloz, 1976, p.203。
- 32) H.Desbois, A.Françon et A.Kerever, *op.cit.*(n°31), p.202, P.Tafforeau, 'Les exceptions à la propriété littéraire et artistique aux fins de recherche et d'enseignement', *Cahiers Droit, Sciences & Technologies* 3, CNRS, 2010, n°8, p.137。「公正な慣行に合致」という文言から著作権者に補償金の支払いが含まれているとする立場として, W.Nordemann, K.Vinck et P.-W.Hertin, *Droit d'auteur international et droits voisins*, Bruylant, p.113, A.R.Bertrand, *op.cit.*(n°28), n°111.43。
- 33) Projet de loi relatif au droit d'auteur et aux droits voisins dans la société de l'information, n°1206, déposé le 12 novembre 2003, Art.1 (<http://www.assemblee-nationale.fr/12/projets/pl1206.asp>, 2017年5月30日確認: フランスでは議会資料がアーカイブ化されていることから、両院のアーカイブの出典を表示する。以下同じ。)
- 34) Commission des lois constitutionnelles de législation et de l'administration générale de la république, Mardi 31 mai 2005 (<http://www.assemblee-nationale.fr/12/cr-cloi/04-05/c0405037.asp>, 2017年5月30日確認)。
- 35) *ibid.*
- 36) T.Desurmont, 'La transposition en France de la directive 2001/29/CE sur l'Harmonisation de certains aspects du droit d'auteur et des droits voisins dans la société de l'information', *RIDA*, 2006, p.127。下院の議論では教育的例外そのものの導入の拒絶よりは、当該例外を無償で導入することに反対が強いように思える(Discussion en séance publique, 3<sup>e</sup> séance du mardi 20 décembre 2005 et 2<sup>e</sup> séance du mercredi

- 21 décembre 2005 における M.le Ministre 発言, <http://www.assemblee-nationale.fr/12/cra/2005-2006/107.asp>, 2017 年 5 月 30 日確認)。
- 37) 2006 年 2 月 27 日には著作物の教育的利用について国民教育省と集中管理団体との契約が成立していた (A.Granchet, 'L'exception d'enseignement et de recherches', *Légipresse*, n°254, 2008, pp.129 et 132.)。
- 38) Rapport de M.Thiollière, n°308, Sénat, Session Ordinaire de 2005-2006, p.121.
- 39) Sénat, Discussion en séance publique au cours des séances le 4 jeudi 2006 (<http://www.senat.fr/seances/s200605/s20060504/s20060504003.html#R1bis>, 2017 年 5 月 30 日確認)。法案については, Projet de loi relatif au droit d'auteur et aux droits voisins dans la société de l'information, modifié en 1ère lecture par le Sénat le 10 mai 2006, TA n°88, (<http://www.senat.fr/leg/tas05-088.html>, 2017 年 5 月 30 日確認)。  
A.Granchet, *op.cit.*(n°37), p.129.
- 40) Rapport déposé le 22 juin 2006 par M.Vanneste rapporteur, sous le n°3185 à l'Assemblée nationale et par M.Thiollière rapporteur, sous le n°419 au Sénat. 法案については Projet de loi, modifié par le Sénat, relatif au droit d'auteur et aux droits voisins dans la société de l'information, n°3081, déposé le 11 mai 2006 を参照 (<http://www.assemblee-nationale.fr/12/projets/pl3081.asp>, 2017 年 5 月 30 日確認)。
- 41) 上院においては国際社会におけるフランスの高等教育の競争力のための規定だと説明されたこともある (Sénat, Discussion en séance publique au cours des séances le 4 jeudi 2006, Mme Catherine Morin-Desailly 発言, <http://www.senat.fr/seances/s200605/s20060504/s20060504003.html#R1bis>, 2017 年 5 月 30 日確認)。
- 42) T.Azzi, 'La loi du 1<sup>er</sup> août 2006 relative au droit d'auteur et aux droits voisins dans la société de l'information ou le monopole préservé', *Comm. com. électr.* 2006, étude 16, n°8, p.9. 上院においてもそうした発言を見出すことができる (Sénat, Discussion en séance publique au cours des séances le 4 jeudi 2006, Mme Marie-Christine Blandin 発言, <http://www.senat.fr/seances/s200605/s20060504/s20060504003.html#R1bis>, 2017 年 5 月 30 日確認)。
- 43) C.Alleume, 'Les exceptions de pédagogie et de recherche', *Comm. com. électr.* 2006, étude 27, n°3 et 4, p.14. 同旨として, A.Lebois, 'Les exceptions à des fins de recherche et d'enseignement, la consécration?', *RLDI*, supplément au n°25, 2007, p.19. DADVSI 法以前から教育的例外規定の導入に反対していたグランシェは, 教育という知識や文化の伝播も著作権も共に一般的利益であるとし, 教育的例外の導入ではなく個別の契約で対応すべきとする (A.Granchet, *op.cit.*(n°26), p.4. より詳しくは A.Granchet, 'Enseignement et droit d'auteur', *Comm. com. électr.* 2005, étude 42, p.23 et s.)。
- 44) Rapporteur M.Thiollière, *JO Sénat CR*, 4 mai 2006.
- 45) 国民教育という「ロビー活動」を満足させるための例外, とすら評される (F.Pollaud-Dulian, *op.cit.*(n°20), n°1258, p.882.)。
- 46) 同時に, 著作隣接権についても (知的財産法典 L.211-3 alinéa 3), データベースについても (同 L.342-3 alinéa 4) 同様の例外規定が設けられたが, その導入趣旨は本質的に著作権の場合と相違しないことから, 本稿では検討対象とはしない。
- 47) Sénat, Séance du 4 mai 2006, Droit d'auteur et droits voisins dans la société de l'information, M.Thiollière の発言では「高等教育機関に限定されない教育的例外」とされている。
- 48) C.Alleume, 'L'exception de pédagogie et de recherche', *Légicom*, n°39, 2007, p.53.
- 49) M.Dupuis, *op.cit.*(n°18), p.63.
- 50) M.Vivant, 'Les exceptions nouvelles au lendemain de la loi du 1<sup>er</sup> août 2006', *D.* 2006, p.2161, C.Alleume, *op.cit.*(n°48), p.53.
- 51) Sénat, Commission des affaires culturelles, 4 avril 2006, audition de M.R.Donnadieu de Vabres, ministre de la Culture et de la Commission (<https://www.senat.fr/compte-rendu-commissions/20060403/cult.html>, 2017 年 5 月 30 日確認)。
- 52) C.Alleume, *op.cit.*(n°48), p.54.
- 53) A.Lebois, *op.cit.*(n°43), p.20. 本来的に (*ab origine*) 電子的な書類が含まれる立場として P.Tafforeau, *op.cit.*(n°32), p.148。
- 54) A.Lebois, *op.cit.*(n°43), p.20.
- 55) F.Pollaud-Dulian, *Chroniques, RTD.com.*, 2006, p.801.
- 56) C.Alleume, *op.cit.*(n°48), p.54. Discussion en séance publique au cours des séances le 4 jeudi 2006, M.Ralite 発言を参照 (<http://www.senat.fr/seances/s200605/s20060504/s20060504003.html#R1bis>, 2017 年 5 月 30 日確認)。
- 57) C.Alleume, *op.cit.*(n°48), p.54, A.Lebois, *op.cit.*(n°43), p.19, M.Dupuis, *op.cit.*(n°18), p.64, A.Granchet, *op.cit.*(n°37), p.129, P.Tafforeau, *op.cit.*(n°32), p.143.
- 58) A.Granchet, *op.cit.*(n°37), p.129.
- 59) F.Pollaud-Dulian, *op.cit.*(n°55), p.801, C.Alleume, *op.cit.*(n°48), p.55, A.Lebois, *op.cit.*(n°43), p.20, M.Dupuis, *op.cit.*(n°18), p.66, P.Tafforeau, *op.cit.*(n°32), p.148.
- 60) M.Thiollière 上院議員の報告においても肯定されている (Rapport, p.121)。
- 61) A.Lucas et P.Sirinelli, 'La loi n°2006-961 du 1<sup>er</sup> août 2006 relative au droit d'auteur et aux droits voisins dans la société de l'information : premières vues sur le texte promulgué à l'issue de la censure du Conseil constitutionnel.', *Prop.intell.*, 2006, n°20, p.312, M.Dupuis, *op.cit.*(n°18), p.66, F.Pollaud-Dulian, *op.cit.*(n°55), p.802, A.Lebois, *op.cit.*(n°43), p.20, C.Geiger, F.Macrez, A.Bouvel, S.Carre, T.Hassler et J.Schmidt, *op.cit.*(n°16), p.241, A.Lucas, JC.Prop.litt.artis. Fasc.1248, n°73.
- 62) 情報社会指令 5 条 3 項 n)は, 「購入またはライセンス条件に従わない」所蔵品の例外規定を定めている。
- 63) 異時送信のみが問題だとする立場である (C.Alleume, *op.cit.*(n°48), p.55)。
- 64) A.Granchet, *op.cit.*(n°37), p.130.
- 65) A.Lucas et P.Sirinelli, *op.cit.*(n°61), p.313, A.Lucas, JC, Prop.litt. artis. *op.cit.*(n°61), Fasc.1248, n°73.
- 66) Discussion en séance publique au cours des séances le 4 jeudi 2006 における議論を参照 (<http://www.senat.fr/seances/s200605/s20060504/s20060504003.html#R1bis>, 2017 年 5 月 30 日確認)。
- 67) A.Granchet, *op.cit.*(n°37), p.130. そのような学術会議も対象になるとする立場として, 例えば M.Dupuis, *op.cit.*(n°18), p.63。
- 68) F. Pollaud-Dulian, *op.cit.*(n°55), p.802, P.Tafforeau, *op.cit.*(n°32), p.149.
- 69) 「上演・演奏 (représentation)」には, 我が国でいう公衆送信も含まれる。
- 70) 教育的利用の例外は集中管理ではあるものの, あくまで任意の集中管理であり (P.Masseron, 'L'exception de pédagogie et de recherche', *Légicom*, n°39, 2007, p.60), 強制的集中管理ではない点で相違する。
- 71) 例えば電子的複製などが教育的例外の対象となる (A.Lebois, *op.cit.*(n°43), p.20)。
- 72) A.R.Bertrand, *op.cit.*(n°28), n°111.44.
- 73) C.Geiger, 'La loi du 1<sup>er</sup> août 2006, une adaptation du droit d'auteur aux

- besoins de la société de l'information', *RLDI*, 2007, n°25, p.71. なお, 例外規定を提案した M.Thiollière 上院議員は補償金の支払いは「衡平 (équité)」に基づくとする (Sénat, Discussion en séance publique au cours des séances le 4 jeudi 2006 M.Thiollière 上院議員発言, <http://www.senat.fr/seances/s200605/s20060504/s20060504003.html#R1bis>, 2017 年 5 月 30 日確認)。
- 74) Assemblée nationale, Discussion en séance publique, 2<sup>e</sup> séance du mercredi 21 décembre 2005 における M. le Ministre 発言, <http://www.assemblee-nationale.fr/12/cra/2005-2006/107.asp>, 2017 年 5 月 30 日確認)。
- 75) M.Vivant, *op.cit.*(n°50), p.2161, T.Azzi, *op.cit.*(n°42), n°8, p.9.
- 76) 定額ではなく交渉された補償金というのが一般的な法定許諾とは異なると指摘される (T.Desurmont, *op.cit.*(n°36), p.127, A.Lebois, *op.cit.*(n°43), p.21)。
- 77) よって, 補償金が無料ということは想定されておらず, その場合は裁判所の判断に服すると主張する学説もある (A.Granchet, *op.cit.*(n°37), p.132.)。
- 78) T.Azzi, *op.cit.*(n°42), p.9, M.Dupuis, *op.cit.*(n°18), p.67, A.Lebois, *op.cit.*(n°43), p.21, A.Granchet, *op.cit.*(n°37), p.130, P.Tafforeau, *op.cit.*(n°32), p.150.
- 79) 補償金の支払いを停止条件とする立場である (P.Masseron, *op.cit.*(n°70), p.60, A.Granchet, *op.cit.*(n°37), p.131.)。
- 80) P.Tafforeau, *op.cit.*(n°32), p.142. ただし, 知的財産法典 L.122-10 の規定も考慮して補償金額を決定すべきと主張するものとして A.Lucas et P.Sirinelli, *op.cit.*(n°61), p.313, A.Lucas, *op.cit.*(n°61), Fasc.1248, n°73. 一方で, 補償金の重複はさけるべきと主張するものとして, P.-Y. Gautier, 'L'élargissement des exceptions aux droits exclusifs, contrebalancé par le "test des trois étapes", *Comm. com. élect.* 2006, étude 26, n°2, p.9.
- 81) P.Masseron, *op.cit.*(n°70), p.58.
- 82) その合意の簡単な内容については, P.Masseron, *op.cit.*(n°70), p.58。
- 83) L.DADVSI, art.1.II. C.Geiger, *op.cit.*(n°73), p.72.
- 84) 例えば書籍等の利用に関する合意については, 2016 年 7 月 22 日に更新され, 2019 年まで有効な合意 (Protocole d'accord sur l'utilisation et la reproduction des livres, des œuvres musicales éditées, des publications périodiques et des œuvres des arts visuels à des fins d'illustration des activités d'enseignement et de recherche du 22-7-2016, 以下 Protocole d'accord du 22-7-2016 と称する) は官報 (Le Bulletin officiel de l'éducation nationale) 2016 年 9 月 29 日 35 号に掲載されている ([http://www.education.gouv.fr/pid285/bulletin\\_officiel.html?cid\\_bo=106736](http://www.education.gouv.fr/pid285/bulletin_officiel.html?cid_bo=106736), 2017 年 5 月 30 日確認)。なお, 書籍等の利用等については各年 1,700,000 ユーロの補償金で合意されている。
- 85) 井奈波・前掲注(5)20 頁以下。
- 86) Protocole d'accord du 22-7-2016. なお, 同様に, 音楽等の利用 (Accord sur l'interprétation vivante d'œuvres musicales, l'utilisation d'enregistrements sonores d'œuvres musicales et l'utilisation de vidéos musicales à des fins d'illustration des activités d'enseignement et de recherche du 4-12-2009, Bulletin officiel n°5 du 4 février 2010, <http://www.education.gouv.fr/cid50450/menj0901121x.html>, 2017 年 5 月 30 日確認), 映像作品の利用 (Accord sur l'utilisation des œuvres cinématographiques et audiovisuelles à des fins d'illustration des activités d'enseignement et de recherche du 4-12-2009, Bulletin officiel n°5 du 4 février 2010, <http://www.education.gouv.fr/cid50451/menj0901120x.html>, 2017 年 5 月 30 日確認) の合意が存在する。
- 87) Protocole d'accord du 22-7-2016, art.4.1.5.
- 88) こうした定義が記載されたのは 2014 年 11 月 6 日の 2014-2015 年のための合意の際からであり, それまでは教育的例外に該当しない教科書等と同様に分量等で示されていた (A.Lucas, *op.cit.*(n°61), n°73 (Note de la rédaction-Mise à jour du 25/08/2016))。
- 89) よって, 「抜粋」の解釈は最終的には裁判所に委ねられる (P.-Y.Gautier, *op.cit.*(n°80), note 4, p.9, A.Granchet, *op.cit.*(n°37), p.132.)。
- 90) A.Lebois, *op.cit.*(n°43), p.22. なお, 対象の著作物か否かは権利者団体の HP で確認できる (例えば CFC については <http://www.cfcopies.com/copie-pedagogique/repertoire-oeuvres>, 2017 年 5 月 30 日確認)。
- 91) 私的複製については契約当事者が法に定められている (知的財産法典 L.311-5)。
- 92) その意味で, 法定許諾と契約に基づく許諾 (licence conventionnelle) の併存とも言える (M.Vivant et J.-M.Bruguère, *Droit d'auteur et droits voisins*, 3<sup>éd.</sup>, Dalloz, 2016, n°657, p.591.)。
- 93) 概要について, B.Galopin, 'Retour sur l'exception pédagogique après la loi d'orientation et de programmation pour la refondation l'école de la république.', *Légipresse*, n°309, 2013, p.563.
- 94) 下線が改正部分であり筆者が付したものである。
- 95) M.Vivant et J.-M.Bruguère, *op.cit.*(n°92), n°657, p.590.
- 96) Exposé des motifs - Loi n° 2013-595 du 8 juillet 2013 d'orientation et de programmation pour la refondation de l'école de la République ([https://www.legifrance.gouv.fr/affichLoiPubliee.do?sessionId=B2C0A3FE28AE76BFE40FE37113FF5ACE.pdila19v\\_1?dDocument=JORFDOLE000026973437&type=expose&typeLoi=&legislature=](https://www.legifrance.gouv.fr/affichLoiPubliee.do?sessionId=B2C0A3FE28AE76BFE40FE37113FF5ACE.pdila19v_1?dDocument=JORFDOLE000026973437&type=expose&typeLoi=&legislature=), 2017 年 5 月 30 日確認)。
- 97) ただし, 現在の合意において抜粋概念については抽象的な文言に改訂されてしまった点で文言解釈が必要とはなるが, 従前の合意で示された教的基準範囲内での利用は当然に抜粋の範囲に入ることになる。
- 98) 教育と著作権法の制度論との関係について, 平成 27 年 7 月 31 日文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会 (第 3 回) における上野達弘教授発言 ([http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h27\\_03/](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h27_03/), 2017 年 5 月 30 日確認), 及び平成 27 年 9 月 30 日文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会 (第 5 回) における森田宏樹教授発言 ([http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h27\\_05/](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h27_05/), 2017 年 5 月 30 日確認) を参照。
- 99) 試験問題における複製のように, 補償金の支払いが行われれば営利目的を含む場合でも利用可能とする規定も存在している (著作権法 36 条)。
- 100) その検討は教育学・社会学の領域も含めた研究となろう。なお, MOOC が大学経営に与える影響という視点から, 「九州大学教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト (P & P): つばさプロジェクト」の共同研究者である安田直樹「日本の大学における MOOC 提供: 組織理論的考察」(立教 DBA ジャーナル掲載予定) を参照。
- 101) 我が国では, その方向性が指向されている (文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会・前掲注(4)) 98 頁)。
- 102) なお, 2016 年 9 月 14 日に欧州委員会から公表されたデジタル単一市場における著作権指令の提案 (Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on copy right in the Digital Single Market, COM/2016/0593 final - 2016/0280 (COD)) の 4 条では, 国境を越えたインターネットによる教育活動

における著作物の利用についての補償金を伴う権利制限を提案しているが、その利用は教育機関の学生と教員のみがアクセス可能な電子的ネットワークによって行われる必要があるとされていることから (Article 4(1)(a))、おそらくここには一般公衆を対象とする MOOC は含まれていないものと思われる。

- 103) 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会・前掲注(4)90頁。現在、37の権利者団体によって構成される「教育利用に関する著作権等管理協議会」が設置され、「中間まとめにも記載がある補償金以外のライセンス環境の整備については、本協議会及び各関係団体において、利用者と協議しつつ、並行して実現に向けた検討を行うものとする」とされていることから (教育利用に関する

著作権等管理協議会「法制・基本問題小委員会 中間まとめを受けての当協議会方針について」([http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h29\\_01/pdf/sanko\\_7.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h29_01/pdf/sanko_7.pdf), 2017年5月30日確認)), MOOCについても検討対象となっている可能性がある。

- 104) 著作権侵害を未然に防ぐ画像検索システムの開発という視点から、「九州大学教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト (P&P): つばさプロジェクト」の共同研究者である金子晃介「e-learning 教材の著作権処理に対する法的解決及び技術的解決に関する考察」情報処理学会九州支部「火の国情報シンポジウム 2017」Mar.1-2, 2017を参照。